

国民健康保険制度のお知らせ

保険証の斉更新について ～保険証が新しくなります～

現在ご使用の保険証の有効期限が令和5年7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を送付しますので、8月から新しい保険証をご使用ください。

新しい保険証の有効期限は、令和6年7月31日までです

※次の要件に該当する方は有効期限が異なります。

- ①令和6年7月31日までに75歳になる方（後期高齢者医療制度の適用となる方）
→ 有効期限は誕生日前日まで（有効期限が切れる前に後期高齢者医療の保険証を送付します）
- ②令和6年7月1日までに70歳になる方
→ 有効期限は誕生月の月末（1日が誕生日の場合は前月の末日。有効期限が切れる前に保険証兼高齢受給者証を送付します）

有効期限が令和5年7月31日と記載されている保険証等は、8月1日以降にハサミ等で裁断し破棄してください。

問合せ 健康福祉課国保・介護グループ ☎ 7072

安平町地域ブランド化推進事業支援補助金

二次募集のお知らせ

安平町地域ブランド化推進事業支援補助金とは、地場産品を素材にした商品開発や道の駅での商品化に向けた取り組みを支援する制度です。

①地域特産品開発事業

対象事業 ・地域資源を活用した新たな商品の開発や商品化に関する事業
・既存商品のレベルアップ、付加価値向上に関する事業 など

対象者 ・町内に住所を有する個人 ・町内に事業所を有する法人または団体

補助額 対象事業経費の10/10以内（上限30万、下限5万円）
※ふるさと納税の返礼品用に開発し、登録された場合は50万円を上限。
※販路拡大を目的としたイベント出店費等は事業費全体の40%まで。

対象経費 原材料費、試験分析費、デザイン費 など

②道の駅新規商品開発事業

対象事業 当町または道の駅の独自性を有し、道の駅への納品に確実性がある商品開発

対象者 道内に本店、営業所、事務所等を有する法人および安平町商工会に加盟する町内事業主

補助額 対象事業経費の1/2以内（上限50万円）

対象経費 原材料費、試験分析費、デザイン費 など

申請方法 所定の申請書、計画書を作成の上、提出してください（様式はお問い合わせください）。

申請期間 8月31日(木)まで

決定方法 審査会での申請を経て、補助の可否を決定します。なお、予算の範囲内での補助金交付となりますのでご了承ください。

問合せ 商工観光課商工観光労働グループ ☎ 7083